

● は令和2年度補正予算案(厚労省関係) ◆ は既存施策

無利子貸付や経済的な負担軽減

● **生活福祉資金（緊急小口資金等の特例）**

緊急小口資金で最大20万円（据置期間：1年以内、償還期限：2年以内）を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月間（据置期間：1年以内、償還期限：10年以内）貸し付けることで対応（合計80万円）

償還時に所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除。全国の市町村社会福祉協議会で受付

4月11日からは専用ダイヤル「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」を設置し、全国からの相談に対応（電話番号：0120-46-1999 受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む））

● **国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等**

一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金、介護保険等の保険料の免除等を実施（国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対して財政支援を実施）

◆ **公共料金の支払猶予等**

水道の料金の支払いが困難な方に対し、支払い猶予等、柔軟な対応をするよう、水道事業者に要請

● **住居を失うおそれのある生活困窮者等への支援の拡充**

離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、支給対象の見直しを行い、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対しても支援を拡充。

全国の生活困窮者自立支援制度の相談窓口で4月20日から申請受付開始予定

◆ **生活保護制度**

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関と緊密に連携しつつ、生活に現に困窮している方に対する速やかな保護の決定等適切な保護の実施について自治体に依頼。

一時的な居所の確保が緊急的に必要な方に対し、民間宿泊所の宿泊料等を、転居後の家賃に要する住宅扶助費とは別に支給して差し支えないことを再周知。

お一人おひとりの事情に応じたきめ細かい相談支援

◆ **生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援**

全ての福祉事務所設置自治体に設置。様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施

● **生活支援、包括的支援等に関する相談体制の強化**

八口一ワークにおいて、住居・生活支援に関する窓口を設置し、生活困窮状態に陥る可能性がある方に対する相談等を実施

様々な悩みの電話相談等を受ける「よりそいホットライン」の体制を強化

自殺リスクの高まりに対応するためのSNS相談事業等の拡充

(参考) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日)

第2章 取り組む施策

II. 雇用の維持と事業の継続

4. 生活に困っている世帯や個人への支援

(略)休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を迅速に交付する新しい給付金制度を創設する。具体的には、世帯主の月間収入(本年2月～6月の任意の月)が、①新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯や、②新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少(半減以上)し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯等を対象として、1世帯当たり30万円の給付を行う。給付に当たり、収入状況を証する書類等を付して市町村に申請を行うこととなるが、市町村の事務負担を考慮するとともに、文化芸術をはじめとする業態の特殊性も含め、申請者の事務負担を考慮して、可能な限り簡便な手続とする。あわせて、オンライン申請受付等のシステム整備を行う。その際、マイナンバーカードの活用等、迅速な給付システムについて検討を行う。

また、子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。これらの給付金について、所得税及び個人住民税を非課税とする措置等を講ずる。